

経済産業省

20140602商局第1号

適用除外火工品審査実施要領(内規)の一部を改正する要領を次のように
制定する。

平成26年6月17日

経済産業省大臣官房商務流通保安審議官 寺澤 達也

適用除外火工品審査実施要領(内規)の一部を改正する要領

適用除外火工品審査実施要領(内規)（平成26年4月7日付け20140206商局第1号）
の一部を別紙のとおり改正する。

附則

本内規は、平成26年6月17日から施行する。

適用除外火工品審査実施要領(内規)の一部を改正する要領 新旧対照表(傍線部分は改正部分)

○適用除外火工品審査実施要領(内規) (20140206商局第1号)

改正後	現行
<p data-bbox="268 344 695 376">適用除外火工品審査実施要領(内規)</p> <p data-bbox="528 394 794 423">商務流通保安グループ</p> <p data-bbox="611 443 794 472">平成26年4月7日</p> <p data-bbox="544 492 794 521"><u>改正平成26年6月17日</u></p> <p data-bbox="169 539 336 568">I. ~ II. (略)</p> <p data-bbox="169 589 344 618">III. 審査基準</p> <p data-bbox="169 636 786 712">新たに適用除外火工品に指定しようとする火工品は、以下に掲げる基準を満たさなければならない。</p> <p data-bbox="169 730 746 806">① 通常の取扱いにおいて安全性が確保されていること。</p> <p data-bbox="169 824 794 999">具体的には、別紙1の「火工品の安全性評価基準」を満たしているかどうか又は当該評価基準と同等以上の安全性が確保されることを確認することにより審査を行う。</p> <p data-bbox="169 1016 794 1240">ただし、「火工品の安全性評価基準」中「8. その他」の新たな試験を付加する必要がある場合における当該試験の内容については、他の評価基準と同等以上の安全性が確認できる試験方法が適切に設定されていることを確認する。</p> <p data-bbox="169 1258 794 1527"><u>なお、一般消費者が使用する火工品を適用除外火工品として新たに指定する際には、原則として緊急時の人命保護等に用いるものとし、別紙2の「一般消費者向け適用除外火工品の審査基準等について」1. に定める各要件を満たしているかどうかを併せて確認する。</u></p> <p data-bbox="169 1545 264 1574">② (略)</p> <p data-bbox="169 1641 371 1671">IV. 要望の提出</p> <p data-bbox="169 1688 794 1998">1. ある製品を新たに適用除外火工品に指定することについて要望を行う者(以下「要望者」という。)は、当該製品についての本審査実施要領に基づく審査を行うために必要な以下の資料を、経済産業省商務流通保安グループ 鉱山・火薬類監理官付(以下「鉱山・火薬類監理官付J」という。)に提出することとする。</p>	<p data-bbox="914 344 1342 376">適用除外火工品審査実施要領(内規)</p> <p data-bbox="1174 394 1441 423">商務流通保安グループ</p> <p data-bbox="1214 443 1441 472">平成 26 年 4 月 7 日</p> <p data-bbox="815 539 983 568">I. ~ II. (略)</p> <p data-bbox="815 589 991 618">III. 審査基準</p> <p data-bbox="815 636 1442 712">新たに適用除外火工品に指定しようとする火工品は、以下に掲げる基準を満たさなければならない。</p> <p data-bbox="815 730 1422 806">① 通常の取扱いにおいて安全性が確保されていること。</p> <p data-bbox="815 824 1442 999">具体的には、別紙の「火工品の安全性評価基準」を満たしているかどうか又は当該評価基準と同等以上の安全性が確保されることを確認することにより審査を行う。</p> <p data-bbox="815 1016 1442 1240">ただし、「火工品の安全性評価基準」中「8. その他」の新たな試験を付加する必要がある場合における当該試験の内容については、他の評価基準と同等以上の安全性が確認できる試験方法が適切に設定されていることを確認する。</p> <p data-bbox="815 1545 911 1574">② (略)</p> <p data-bbox="815 1641 1018 1671">IV. 要望の提出</p> <p data-bbox="815 1688 1442 1998">1. ある製品を新たに適用除外火工品に指定することについて要望を行う者(以下「要望者」という。)は、当該製品についての本審査実施要領に基づく審査を行うために必要な以下の資料を、経済産業省商務流通保安グループ 鉱山・火薬類監理官付(以下「鉱山・火薬類監理官付J」という。)に提出することとする。</p>

<p>当該資料の記載内容については、別紙1の「火工品の安全性評価基準」の試験方法及び判定基準を参考に記載すること。なお、<u>一般消費者が使用する火工品を適用除外火工品に新たに指定することについて要望を行う場合は、別紙2の「一般消費者向け適用除外火工品の審査基準等」1. に定める各要件も参考に記載すること。</u></p> <p><提出資料></p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 別紙1の「火工品の安全性評価基準」に定める安全性に関する各項目を満たしていることを証明する資料(基準は、原則であり、使用状態等によって試験条件が異なることは妨げない。)</p> <p>(4) <u>別紙2の「一般消費者向け適用除外火工品の審査基準等」1. に定める各要件を満たしていることを証明する資料(一般消費者が使用する火工品を適用除外火工品として新たに指定することについて要望を行う場合に限る。)</u>及び「<u>一般消費者向け適用除外火工品の審査基準等」2. に定める資料</u></p> <p>(5) ~ (8) (略)</p> <p>2. (略)</p> <p>V ~ VI (略)</p> <p>附則(20140206商局第1号) 本内規は、平成二十六年四月七日から施行する。 <u>附則(20140602商局第1号)</u> <u>本内規は、平成二十六年六月十七日から施行する。</u></p> <p>別紙1 (略)</p> <p>別紙2 <u>一般消費者向け適用除外火工品の審査基準等につ</u> <u>いて</u></p>	<p>当該資料の記載内容については、別紙の「火工品の安全性評価基準」の試験方法及び判定基準を参考に記載すること。</p> <p><提出資料></p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 別紙の「火工品の安全性評価基準」に定める安全性に関する各項目を満たしていることを証明する資料(基準は、原則であり、使用状態等によって試験条件が異なることは妨げない。)</p> <p>(新設)</p> <p>(4) ~ (7) (略)</p> <p>2. (略)</p> <p>V ~ VI (略)</p> <p>附則(20140206商局第1号) 本内規は、平成二十六年四月七日から施行する。</p> <p>別紙 (略)</p> <p>(新設)</p>
--	--

1. 一般消費者向け適用除外火工品の指定に際しては、次のことを確認することとする。

(1) 火工品内部の構造・機構、並びに火薬・爆薬の発火、燃焼及び爆発等による火工品内部の動作が明らかであり、かつ、火工品が組み込まれた最終製品(以下「最終製品」という。)の通常消費、並びに、火工品[※]及び最終製品(以下「最終製品等」という。)の通常とは異なる消費において、火薬の発火等による影響が周囲に被害を与えないことを、次のi)又はii)のいずれかにより確認する。

i) 火薬等の発火等により、飛散物、火炎、燃焼ガス等が、直接、最終製品等の外部に出ないこと及び飛翔体が発生しないことを、目視等によって確認する。

ii) 火薬等の発火等に伴う燃焼ガス等が、直接、最終製品等の外部に放出される場合であって、当該放出が最終製品の設計上において必要不可欠な場合には、火薬等の種類と薬量、燃焼等による火工品内部の動作等により、当該放出が周囲に被害を与えないことを確認する。

ただし、最終製品等の通常とは異なる消費であって、上記i)又はii)のいずれにも該当しない場合には、当該最終製品等に誤って作動しないための安全対策が施されていることを確認する。

※ここでいう火工品は、特殊工具を用いなくて分解可能な最小単位の火工品を指す。

(2) 火薬等の保有エネルギーや威力が十分低いことを、火薬・爆薬の種類と薬量、燃焼・爆発による火工品内部の動作等により確認する。

(3) 火工品の安全性評価基準等における伝火(爆)試験結果から、伝火(爆)しないことを確認する。

2. 一般消費者向け適用除外火工品の指定に際しては、製品等の適切な取扱いを促すための「取扱説明書」や「火工品への表示」等を提出する。

経済産業省告示 第百四十一号

火薬類取締法施行規則(昭和二十五年通商産業省令第八十八号)第一条の四第七号の規定に基づき、火薬類取締法の適用を受けない火工品を指定する告示の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十六年六月二十五日

経済産業大臣 茂木敏充

火薬類取締法の適用を受けない火工品を指定する告示の一部を改正する告示

火薬類取締法の適用を受けない火工品を指定する告示(平成二十四年経済産業省告示第十四号)の一部を次のように改正する。

第三十号の次に次の一号を加える。

三十一 雪崩対策用エアバッグガス圧力容器封板せん孔器に用いるガス発生器であって、次の要件を満たすもの

イ ガス発生剤(硝酸エステルを主とする火薬に限る。)の量が0.192グラム以下であること。

ロ 撃発式雷管の起爆薬の量が0.023グラム以下であること。

ハ 撃針点火により、ガスを発生させる構造であること。

ニ 火薬及び爆薬を再度充填することができず、再使用できない構造であること。

ホ 外殻は、防錆性を有する材質であること。

ヘ 内部の火薬及び爆薬が容易に取り出せない構造であること。

附則

この告示は平成二十六年六月二十五日から施行する。

経済産業省告示 第百九十号

火薬類取締法施行規則（昭和二十五年通商産業省令第八十八号）第一条の四第七号の規定に基づき、火薬類取締法の適用を受けない火工品を指定する告示の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十六年九月十八日

経済産業大臣 小淵 優子

火薬類取締法の適用を受けない火工品を指定する告示の一部を改正する告示

火薬類取締法の適用を受けない火工品を指定する告示（平成二十四年経済産業省告示第十四号）の一部を次のように改正する。

第三十号中「もの。」を「もの」に改める。

本則に次の三号を加える。

三十二 自転車用ヘルメット型エアバッグ（圧力容器付きのものに限る。）であって、次の要件を満たすもの

- イ 火薬（過塩素酸塩を主とする火薬に限る。）の量が〇・一八八グラム以下であること。
- ロ 圧力容器封板開放装置は、電気点火により、圧力容器の封板を開放する構造であること。
- ハ 火薬を再度充填することができず、再使用できない構造であること。
- ニ 圧力容器封板開放装置の外殻は、防錆性を有する材質であること。
- ホ 内部の火薬が容易に取り出せない構造であること。

三十三 自動二輪車用着衣型エアバッグ（圧力容器付きのものに限る。）であって、次の要件を満たすもの

- イ 火薬（過塩素酸塩を主とする火薬に限る。以下このイにおいて同じ。）の量が〇・一八八グラム以下であること。ただし、二の圧力容器封板開放装置を有する自動二輪車用着衣型エアバッグの場合には、圧力容器封板開放装置内の火薬の量がそれぞれ〇・一八八グラム以下であること。
- ロ 圧力容器封板開放装置は、電気点火により、圧力容器の封板を開放する構造であること。
- ハ 火薬を再度充填することができず、再使用できない構造であること。
- ニ 圧力容器封板開放装置の外殻は、防錆性を有する材質であること。
- ホ 内部の火薬が容易に取り出せない構造であること。

三十四 針なし注射器用アクチュエーターであって、次の要件を満たすもの

- イ 点火薬（過塩素酸塩を主とする火薬に限る。）の量が〇・一五〇グラム以下であること。
- ロ ガス発生剤（硝酸エステルを主とする火薬に限る。）の量が〇・三〇〇グラム以下であること。
- ハ 電気点火により、ピストン（最大変位が五十ミリメートル以下のものに限る。）を押し出す構造であること。
- ニ 本体は、ステンレス鋼その他の合金製であること。

- ホ 外殻は、防錆性を有する材質であること。
- へ 内部の火薬が容易に取り出せない構造であること。
- ト 燃焼室は、気密性を有し、爆発及び燃焼により塑性変形しない材質であること。
- チ 作動後のピストンは固定され、燃焼室内の残ガスが外部に漏れないものであること。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。